

令和6年度

地域密着型サービス事業者募集要領

令和6年2月1日改訂

上里町

1 公募の趣旨

上里町では、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「上里町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」に基づき、地域密着型サービス事業所の基盤整備を進めてまいります。

本公募は、質の高いサービス提供体制の確立を目指し、より良い地域密着型サービスを提供できる事業者を公平・公正に選定するために行うものです。

2 公募の内容

下記地域密着型サービスについて公募いたします。

なお、新規での開設の他、現在町内で介護保険事業所を運営している事業所が、事業転換または併設する場合も公募の対象となります。

サービスの種類	整備数	定員	整備時期
小規模多機能型居宅介護	1か所	29人以下	令和7年度

3 応募の要件

- (1) 法人であること。
- (2) 令和6年4月1日現在、介護サービス事業の運営実績が1年以上ある法人であること。
- (3) 事業予定地については、安定した運営の観点から、自己所有が望ましく、所有又は取得が確実に見込まれること。
- (4) 借地・借家の場合、所有者と十分な協議を行い、事業の存続に必要な相当長期間の賃貸借契約期間が確実であること。
- (5) 建設用地は、開発行為等の許認可が確実に得られること（建設計画地での開発が可能か、必ず関係機関等にご確認ください。）。
- (6) 介護保険法第78条の2第4項（地域密着型サービス事業者指定に係る欠格事項）及び同法115条の12第2項（地域密着型介護予防サービス事業者指定に係る欠格事項）の規定に該当しないこと。
- (7) 事業計画は、関係法令等（別紙1参照）を遵守したものであること。
- (8) 当該事業所の利用者を原則として上里町民に限定すること。
- (9) 原則として、令和8年4月までにサービス提供が開始できること。
- (10) 国税及び町税の滞納がないこと。
- (11) 代表者及び役員等が上里町暴力団排除条例（平成24年上里町条例第24号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）ではないこと。また、暴力団員を雇用しないこと。
- (12) 応募事業者（運営法人）自らが開設し、指定を受けるものであること。

4 提出書類

(1) 提出書類

※様式は、町ホームページからもダウンロードできます。

	提出書類	留意事項	様式
公募申請書等	(1)公募申請について	所定の様式	様式1
	(2)公募申請に係る提出書類一覧	所定の様式	様式1別紙
	(3)地域密着型サービス事業開設計画書	所定の様式	様式2
	(4)実施予定事業の定員・従業者等の計画	所定の様式	様式2-1
	(5)法人の沿革	所定の様式	様式3
	(6)役員名簿	所定の様式	様式4-1
	(7)評議員一覧表	社会福祉法人のみ提出	様式4-2
等 提案書	(8)事業計画提案書	所定の様式	様式5
	(9)代表者・管理者（施設長）の経歴書	所定の様式	様式6
資金計画	(10)資金計画書	開設当初の運転資金を含む	様式7
	(11)借入金返済計画書	元金、利率、期間、金融機関名等	様式8
	(12)収支シミュレーション	積算根拠を含む。	様式9
	(13)預金残高証明書	自己資金分、応募提出日前1か月以内に発行されたもの	写し 通帳コピー可
	(14)融資（見込）証明書	融資を受ける場合、金融機関の交付するもの	写し
建物等	(15)建物計画図	平面図（室別面積が記入してあるもの）、立面図、配置図、日影図	
	(16)事業所開設予定地の地図	周辺の状況が分かるもの	
	(17)土地・建物の所有関係のわかるもの	(1) 土地・建物登記簿謄本 (2) 購入契約書若しくは借地・借家契約書の写し (3) 借地・借家に関する合意書（確約書）	
法人の概要	(1)法人登記簿謄本	応募提出日前3か月以内に発行されたもの	写し
	(2)法人の定款または寄付行為	最新のもの	写し
	(3) 既存事業概要・パンフレット等	最新のもの	写し
	(4)決算報告書（貸借対照表等の税務申告書類一式、営業報告書、付属明細書、キャッシュフロー計算書等）	過去3年分	写し
	(5) 既存指定介護事業に係る関係行政庁の監督及び指導状況	（直近2年）県などから過去に指導を受けた場合のみ	写し

- (2) 提出部数 正本1部、写し1部の合計2部を提出
- (3) 体裁 ①各書類は、証明書類など既定のものを除き、原則A4サイズ（A3横）に統一すること
 ②全体の目次を付けること
 ③項目ごとに文字表記のインデックスを付けること
 ④提出書類は左側に穴をあけ、フラットファイルに綴じること
- (4) 公募スケジュール（予定）

令和6年4月1日（月）～ 令和6年5月31日（金）	公募受付期間 ※土日祝休日を除く 8時30分～17時15分
令和5年8月	選定委員会
令和5年11月	選定結果の通知

(5) 提出及び問合せ先

上里町高齢者いきいき課高齢介護係
 TEL 0495-35-1243（直通）
 FAX 0495-33-2429
 E-mail kourei@town.kamisato.lg.jp

5 地域密着型サービス指定予定事業者の選定方法

- (1) 提出書類について、町役場内に設置する選定委員会で、計画の内容、考え方、事業者の実績等を総合的に審査します。また、必要に応じ提案書のプレゼンテーションまたはヒアリングを実施し、各選定委員が審査項目の採点を行い、候補者を選定します。
 ※プレゼンテーションまたはヒアリングを実施する場合は、日時、時間等を別途応募者に通知します。
- (2) 選定委員会での審査内容を参考とし、上里町介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）の意見を聴取します。
- (3) 選定委員会の報告及び運営協議会の意見を参考とし、上里町長が地域密着型サービス指定予定事業者として最終選定します。
- (4) 総合評価の判断基準として点数制を採用しますが、選定の結果、該当者なしとする場合もあります。

6 選定結果の通知

- (1) 応募申請を受理した全ての者に対し、選定の結果を文書で通知します。
- (2) 選定結果の公表
 選定結果、及び選定された指定予定事業者の名称をホームページで公表します。
- (3) 次の事由に該当する場合は失格とし、審査の対象としません。
 ①提出の指示に従わない場合
 ②提出書類に虚偽の記載がある場合

7 選定された指定予定事業者の遵守事項

- (1) 事前協議書を作成・提出し、上里町と協議（事前協議）すること。
- (2) 地域住民への説明会を開き、その意見を計画に盛り込むように努めること。
- (3) 開発許可等の申請は、事前協議及び説明会終了後にすること。
- (4) 事業の実施にあたり、応募した内容から変更がある場合には、町の承認を得ること。
- (5) 提出された書類等に虚偽の記載があることが判明した場合、その他違反や不正な行為があった場合は、指定予定事業者としての選定を取り消すことがあります。

8 その他

(1) 施設等整備の補助について

本公募により指定予定事業者に選定された場合、施設整備に際して補助金を交付する制度があります。この補助金は、埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金に基づき交付するものです。ただし、現時点では令和7年度における採択は未定であるため、資金計画等の策定にあたっては、補助金が不交付になった場合も想定して、十分に対応できる場合に限り応募してください。

なお、町独自の補助金はありませんので、あらかじめご了承ください。

- (2) 事業開始後、生活保護受給者が地域密着型サービスを利用するためには、事業者が、生活保護法による「指定介護機関」として、事前に県知事の指定を受ける必要があります。不明な場合は、北部福祉事務所に問い合わせてください。
- (3) 応募にかかる資料作成等の費用は応募者の負担とします。
- (4) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。
- (5) 選定後の権利譲渡は認めません。

別紙1

- ア 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- イ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）
- エ 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- オ 建築基準法（昭和25年法律第210号）
- カ 消防法（昭和23年法律第186号）
- キ 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（平成25年3月13日条例第17号）
- ク 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成25年3月13日条例第18号）
- ケ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第126号）
- コ 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第128号）
- サ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号）
- シ その他関係法令等